

令和 7 年度

国土強靱化に資する税制改正事項の概要

令和 6 年 12 月

内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正事項は以下のとおり。

＜流域治水対策＞

【延長】

① 貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置の延長

（固定資産税・都市計画税）

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地について課税標準を3年間、 $2/3$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする固定資産税等の特例措置を3年間延長する（参酌標準： $3/4$ ）。

（国土交通省）

＜耐震改良・浸水対策＞

【拡充・延長】

② 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長

（固定資産税）

民間事業者が策定する協定の対象となる施設であって、民間事業者が取得又は改良した施設について、以下の拡充等を行った上で、改良等後5年間、課税標準を $1/2$ （※1）に軽減する固定資産税の特例措置を3年間延長する。

- ・対象地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域等」から「全国」へ拡充
- ・対象施設へ「護岸、岸壁、物揚場」に加え「防潮堤、堤防、胸壁」を追加
- ・施設の要件を「国の無利子貸付を受けて改良された施設」から「民間事業者が策定する協定（※2）の対象施設」（※3）に変更

（※1）港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路に隣接していない港湾については、 $5/6$

（※2）一定の基準に適合するもの（関連する法改正を検討中）

（※3）国の支援を受けて作成された協働防護に関する計画を有する港湾において、国土交通省が認めた施設

（国土交通省・内閣府）

＜情報伝達ルートの確保＞

【見直し・延長】

③ ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の見直し・延長

（固定資産税）

安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を、所要の見直しを行った上で、2年間延長する。

（総務省）

＜交通ネットワークの確保＞

【延長】

④ 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長

（固定資産税）

首都直下地震・南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得した以下の施設の固定資産税の課税標準を取得後 5 年間、2 / 3 に軽減する特例措置を 2 年間延長する。

- ・ 1 日当たりの平均片道断面輸送量が 1 万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けて取得したラーメン橋台

（国土交通省・内閣府）

【新設】

⑤ 鉄道の豪雨対策の促進に係る課税標準の特例措置の創設

（固定資産税）

鉄軌道事業者が以下の対象線区において豪雨対策のために取得した施設のうち、被害を防止又は軽減するために取得した部分について、取得後 5 年間、課税標準を 2 / 3（※）に軽減する措置（2 年間）を創設する。

- ・ 片道断面輸送量 1 日 1 万人未満の線区
- ・ 片道断面輸送量 1 日 1 万人以上 15 万人未満の線区
（一定の鉄軌道事業者の線区を除く）
- ・ 優等列車又は貨物列車が運行する線区（同上）

（※）一定の鉄軌道事業者については、5 年間 3 / 4

（国土交通省）

＜サプライチェーンの確保＞

【延長】

⑥ 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

（法人税・所得税）

令和 6 年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却 16%）について、対象設備の見直しを行った上、2 年間延長する。

（経済産業省）

＜複合・二次災害の抑止＞

【延長】

⑦ 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額を減額する特例措置の延長

（固定資産税）

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税額を以下の区分に応じて 5 年

間減額する特例措置を2年間延長する。

- ・住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋
居住用部分：税額の2/3を減額
非居住用部分：税額の1/3（※）を減額
- ・住宅以外の家屋：税額の1/3（※）を減額
（※）第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは税額の1/4を減額
(国土交通省)

【延長】

**⑧ 防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額を減額する特例措置の延長
(固定資産税)**

防災街区整備事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る固定資産税額を以下の区分に応じて5年間減額する特例措置を2年間延長する。

- ・住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋
居住用部分：税額の2/3を減額
非居住用部分：税額の1/3を減額
- ・住宅以外の家屋：税額の1/3を減額
(国土交通省)

【延長】

**⑨ 災害ハザードエリアからの移転促進のための課税標準の特例措置の延長
(不動産取得税)**

災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る不動産取得税の課税標準から1/5を控除する特例措置を2年間延長する。

(国土交通省)

【延長】

**⑩ 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長
(固定資産税)**

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、道路法第37条に基づき占有が規制されている区域や緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る以下の固定資産税の特例措置について、3年間延長する。

- ・道路法第37条に基づき電柱の占有が禁止又は制限されている道路の区域の課税標準を4年間1/2に軽減
- ・上記以外の緊急輸送道路の課税標準を4年間3/4に軽減
(国土交通省・内閣府・総務省・経済産業省)

<複合・二次災害の抑止、避難生活環境の確保>

【延長】

⑪ 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長

（固定資産税・都市計画税）

所有者不明土地法に基づき、地域福利増進事業として、防災空地等の広場の整備や、災害救助法が適用された市町村の区域内において行われる被災者の居住の用に供する住宅や購買施設の整備、備蓄倉庫や非常用電気等供給設備等の災害対策の実施の用に供するものの整備等を行うための土地等に係る固定資産税等の課税標準を5年間2／3等に軽減する特例措置を2年間延長する。

（国土交通省）